

体験的学習用具・器材等の貸出しに関する規定

体験的学習用具・器材等（以下「用具・器材等」と称する）の貸出しを希望される場合は、以下の内容をお守りください。

1) 貸出しの基準

- ア 用具・器材等の貸出しは、国立・公立及び私立の学校、社会教育を目的とする施設、その他館長が特に必要と認めたものに対して行います。
- イ 用具・器材等の貸出期間は、2週間を超えられません。
- ウ 用具・器材等の貸出しは、原則として無料です。

2) 貸出しの手引き

- ア 貸出しを希望する場合は、**用具・器材等借受申請書**を提出してください。
- イ 用具・器材等借受申請書は、引渡しを受けようとする日の2週間前までに福島県立博物館長宛てに提出してください。

3) 貸出しの決定

- ア 用具・器材等の貸出しをすることが適当と判断されたときは、申請者に対して、貸出し承認の通知をいたします。
- イ 用具・器材等の使用目的及び管理上の理由から貸出しをすることが適当でないと判断されたときは、貸出しを行うことができません。

4) 貸出しの条件 用具・器材等の貸出しを受ける場合には、次の条件をお守りください。

- ア 用具・器材等は、使用目的以外の用途に供さないこと。
- イ 用具・器材等の利用権を第三者に譲渡しないこと。
- ウ 用具・器材等は、常に善良な管理者の注意をもって保管・管理をすること。
- エ 用具・器材等に棄損・紛失等が生じた場合には、速やかに館長に報告し、その指示により損害を賠償し、またはこれを原状に回復すること。
- オ 用具・器材等の搬送は、申請者が責任を持って行うこと。
- カ 用具・器材等の搬出または搬入に際して申請者は、博物館の担当者を立会させること。
- キ その他、必要と認めること。

5) 用具・器材等の引渡し

- ア 申請者の**受領を証する書面**と引換えに、用具・器材等を引渡します。
- イ 用具・器材等の引渡し場所は、原則として福島県立博物館内とします。

6) 用具・器材等の返却

ア 申請者が用具・器材等を返却した場合は、物品の状況をよく確認し、異常が無い場合、借用書と引換えの上、返却を受けます。

イ 用具・器材等の返却場所は、原則として福島県立博物館内とします。

【お問い合わせ先】

福島県立博物館（担当窓口：学芸課 連携交流班）

〒965-0807 福島県会津若松市城東町 1-25

TEL：0242（28）6000 FAX：0242（28）5986

Email：general-museum@fcs.ed.jp